

建設業で働く 現場労働者のための 退職金制度(6面)

今月の紙面

- 1 第63回定期大会、地鎮祭
 - 2 青年部健康講演・交流会
 - 3 税金Q&A106万円の扶養の壁
 - 6 建退共特集
- 建設国保関連記事の掲載:4,5面



発行所
広島県建設労働組合
〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
発行人 書記長 藤岡 祐二
(機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
定価 1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ

ひろしまけんろう

検索



スマホ携帯から
携帯でQRコードを
読み込んで下さい

(別途通信料金が必要となります)

全 建
総 連

第63回定期大会

徳島県で来期に向けて討議 物価上昇を上回る賃金単価引き上げ実現を

【県・書記長・藤岡祐二】全建総連は、第63回定期大会を、10月19～21日、徳島県徳島市「アスティとくしま」を主会場にして開催。50県連・組合から1152人(広島建労20人)が参加し、「組織拡大・CCUS推進で、物価上昇を上回る賃金単価引き上げを実現しよう」をメインスローガンに掲げ、来期に向けた討議を行いました。



主会場のアスティとくしま前で、徳島県マスコットキャラクターの「すだちくん」と

大会はコロナ禍により、場のあちこちで見受けられる大会となりました。直近2年間はオンラインでの開催を余儀なくされていましたが、今回は、参加者の人数制限を行うなどの感染予防対策を徹底し、3年ぶりとなる対面での開催が実現。本会議・分科会での活発な議論が行われると共に、全国の仲間との久しぶりの再会を喜ぶ笑顔が、会場にあちこちで見受けられる大会となりました。

コロナ禍での不安の中、開催に 地元組合に対して感謝の拍手

徳島建労・フレッセの地元組合あいさつの後、徳島県知事、徳島市長、各政党からのあいさつがあり、コロナ禍での不安の中、開催準備を進めてきた地元組合に対し、大きな感謝の拍手が寄せられました。

各報告が承認された後、第63期の運動方針案、予算案が提案され、第38回全国

大会はコロナ禍により、場のあちこちで見受けられる大会となりました。直近2年間はオンラインでの開催を余儀なくされていましたが、今回は、参加者の人数制限を行うなどの感染予防対策を徹底し、3年ぶりとなる対面での開催が実現。本会議・分科会での活発な議論が行われると共に、全国の仲間との久しぶりの再会を喜ぶ笑顔が、会場にあちこちで見受けられる大会となりました。

2日目は、各分科会に分かれ、議案を討議。3日目は、再び全体会議に入り、各分科会からの報告の後、第63期の運動方針案、予算案の討議と採択、大会スローガンが採択されました。広島建労からは竹田博文

広島建労からは竹田博文さん
(第10地連高陽)が
★★功労者表彰★★

(表彰を受け)少しは
建労の役に立てた
のかなと思えました



大会参加者の声

花崎 直行

初めての参加になります。3年ぶりの対面での開催。コロナ禍で縮小された大会でしたが、会場の広さ、多くの出席者、活発な意見など活気ある全国大会と感じました。今回は教宣部として取材をさせていただき、CCUSの取り組み、インボイス制度の見直し、今大会の感想などのコメントをいただきました。

分科会は貸対部に参加させていただきました。たくさんの方の県連や団体が活発に必死で取り組まれている現状がよくわかりました。改めて建労は全国組織なんだと実感しました。現職が声掛け仲間作り

西濱 恭兵

今回が初めての参加で、大規模な大会と印象を受けました。組織部の分科会に参加しました。他県連の報告を受けて、活発な行動をしていると感じました。現職が声を掛け合っている仲間を作り、活発に取り組んでいくことが重要だと思います。

輪場 直幸



初めて全国大会に参加しました。会場に入り組合員の熱意を感じました。分科会は貸対部でした。賃金アップが50%を上回る県が6県ありました。広島県に持ち帰ってその在り方を検討し、回収率UPにつなげることが大切だと思います。まずは組合員の正確なデータを把握することが大切だと思います。

植竹 雄社

規模の大きさに圧倒されました。他県連の方たちの意見を聞くことで良い刺激になりました。組織部の分科会に参加し気になった点は、「主婦の会」という名称についての質問です。今の時代にならぬのか、考えていくべきかもしれません。



三篠神社神主によるお清め

【県・書記長・藤岡祐二】11月1日、午前10時半より、広島市西区横川新町8番12号(10月16日に解体工事を終えた旧建労会館跡地)で建労会館建設の地鎮祭を執り行いました。

秋の気持ちの良い気候の中、(一社)広島建築共同職業訓練協会の会長、副会長、専務理事、常務理事、地連代表として各1人、広島県建設労働組合から顧問1人、事務局長、広島建設国民健康保険組合から常務理事が出席。施工側からは、全木協広島の会長、主幹事

た組合員の皆さまのおかげです。これからも建設状況を広建新報等で報告、掲載していきますので、ぜひご覧ください。

初めての全国大会出席で、組織規模の大きさを感

石田 諭史

初めての全国大会出席で、組織規模の大きさを感

健康講演会と交流会で サイクリングと 尾道散策

青年部



おそろいのレンタサイクルに乗って今から出発

ほとんどの参加者が「(最近)全然(自転車に)乗ってないです」と言われており、「ちゃんと乗れるか心配じゃわ」「補助輪いるで」などと冗談交じりの会話が飛び交っていました(上の写真に写る参加者の表情がそれを物語っています)。

「尾道散策」では、千光寺公園へロープウェイで行く予定だったのですが、臨時休のため千光寺公園へ行くのを断念。代わりに尾道商店街を自由行動することになりました。

しかし、どうしても千光寺公園をあきらめきれなかった私は、数人と20分ほど階段を登り山頂にある公園の展望台から尾道市を一望。今年新しくなったばかりの展望台から望む景色は、登った人にしか味わえないものがあります。

「ちゃんと乗れるか心配じゃ」など 冗談交じりの会話が飛び交う

【県・青年部長・西濱恭兵】青年部は10月30日(日)に「健康講演会」と「青年部交流会」を開催しました。午前の健康講演会では「向島サイクリング」、午後の

青年部交流会では「尾道散策」を企画。青年部の他、藤岡書記長、齋藤組織部長を含む総勢22人が参加しました。

向島町出身の第3地連青年部長の山本さんに先導をお願いし、山や海岸沿いを走り。皆さんに自然を感じながら健康と向き合っていました。

講習で安全管理を勉強 時間に余裕で事故防止

【教宣専門委員・松田茂典】10月7日(金)にビュートくれ2階会議室で、安全講習会を開催。38人の組合員さんが参加しました。安全講習会は毎年この時期に行われていましたが、新型コロナウイルス感染症対策として、2年間開催を中止していました。

テーマ「安全管理講習会」では、一人親方について、労働安全衛生法が適用されていない、2016〜2020年の5年間で、労働災害による死亡者数の3分の1に相当する半数以上が建築工事で発生。転落・落着害が6割など。また、一人親方だけでなく、建設現場に新たに導入した作業員が災害を起こす確率が高いなど、アスベスト関連のDVDを見て勉強しました。

テーマ「道路交通における安全運転管理者制度・交通事故防止について」では、まず短いDVDを視聴。呉警察・北本警部補の体験による話を聞いて、交通事故事故がいかに被害者、被害者、またそのどちらの家族にも、多大な影響をもたらすか考えさせられました。

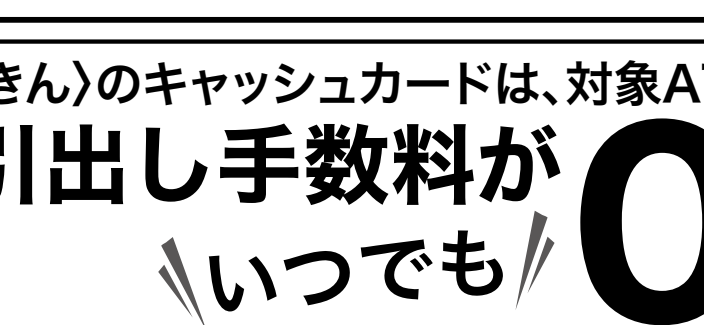
この「時間に余裕」は我々建築現場でも同じことで、焦らず余裕を持って労災事故・交通事故を起こさないよう気を付けていきたいと思いました。

【南地区長・下野征弥】10月2日(日)、南区翠町第2公園において、「木で遊ぶ」をテーマに木工教室を開催しました。

南地区組合員12人、主婦の会2人、西地区より山國組合員に参加していただきました。

「木で遊ぶ」をテーマに 3年ぶり木工教室開催

砂絵13枚を作りました。帰っていく子供に「来年も来てね」と話したところ、快く「はい」と返事が。木工教室を楽しんでもらえたのではないのでしょうか。来年以降も開催できれば良いと思います。



子供たちのマイ箸カンナ掛けを見守る

匠の技を身に つけよう

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会・広島県建築高等職業訓練校

入校生を募集 (64期)

資格取得(建築士・技能士)を目指そう ※定員は先着10人

入校の
申込期間 令和4年10月1日~
翌年3月10日まで

入校申し込み、訓練時間、入校金、授業料などのお問い合わせ先

〒733-0013 広島市西区横川新町8-12

電話:082-292-7798

FAX:082-294-0248

パンフレットは
こちらの
訓練校
HPより

〈ろうきん〉のキャッシュカードは、対象ATMの
お引出し手数料が
いつでも 0円!

コンビニATMなら24時間365日ご利用いただけます。
手数料がかかった場合も即時キャッシュバック!

手数料実質0円対象ATM

ゆうちょ銀行
セブン銀行
ローソン銀行
ATM
E-net
主な設置先: ファミリーマート 等
※ファミリーマートでは一部有料のATMがございます。
ご利用の際は「E-net」のロゴをご確認ください。

下記の提携ATMは、キャッシュバックの対象外となるため、手数料がかかります。

■都市銀行・信託銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合・農協・漁協のATM
■その他のコンビニATM

※ATM取扱時間帯は、店舗やキャッシュコーナーにより異なる場合があります。

(2022年4月1日現在)

生活応援バンク
ろうきん

中国労働金庫 広島西支店
082-292-6711

税金 Q & A コーナー

税金対策部

【2022 年 10 月 社会保険制度改革】 扶養の壁はどう変わる？

Q：扶養の制度が 10 月から変わると聞いたのですが、何が変わるのですか？ よく聞く「103 万円の所得税の壁」「106 万円・130 万円の社会保険の壁」ってやつですか？

A：この度の改正で変わるのは、「106 万円の壁」です。
まず、現状（2022 年 9 月時点）の「106 万円の壁」を見てみましょう。
「106 万円の壁」とは、社会保険に関する壁です。パートで働く人は、以下の表に当てはまる場合、年収が 106 万円以上になると、勤務先の社会保険に加入して自分の給与から社会保険料を負担することになります。

この「106 万円の壁」に関して、2022 年 10 月に社会保険の適用範囲が広がります。

「106 万円の壁」は、これまで従業員数が「501 人以上」の会社が対象でしたが、10 月以降は「101 人以上」の企業に広がります。雇用期間についても「1 年以上」だったのが「2 カ月以上」に短縮されます。

（図表 1）「106 万円の壁の対象」

	現状 （～2022 年 9 月）	2022 年 10 月～ 2024 年 9 月（予定）
従業員数	501 人以上の 会社に勤務	101 人以上の 会社に勤務
月額賃金	8.8 万円以上 （年収 106 万円以上）	8.8 万円以上 （年収 106 万円以上）
週の所定 労働時間	20 時間以上	20 時間以上
雇用期間	1 年以上	2 カ月以上
学生か否か	学生ではない	学生ではない

※太字が変更点です。



❶「103 万円」「106 万円」「130 万円」の壁の違いと考え方

「106 万円の壁」の他に、「扶養範囲内で働く」といったときによく出てくるのが「103 万円の壁」や「130 万円の壁」です。それぞれの税金や社会保険料の負担について以下で確認してみましょう。

103 万円の壁

「103 万円の壁」は所得税の壁です。年収が 103 万円を超えると所得税がかかります。

一方で、扶養する側（夫）は引き続き配偶者特別控除が利用できるため税金が増えることはありません。ただし、扶養する側（夫）の勤務先から家族手当や配偶者手当を受け取っている場合には、103 万円の壁を超えることで手当の対象から外れる可能性がありますので、あらかじめ勤務先に確認しておきましょう。

130 万円の壁

「130 万円の壁」は社会保険の扶養の壁です。年収が 130 万円（月額 10 万 8000 円）を超えると、会社員や公務員等として働く配偶者の社会保険の扶養からははずれます。そのため、自身の勤務先の厚生年金や健康保険に加入するか、それができない場合には国民年金や国民健康保険に加入することになります。このように、扶養の壁を超えることで、社会保険料の負担が一気に増えるため、手取りが減ることになります。

❷扶養の範囲内で働きたい人が意識する壁は？

年収と支払う税金や社会保険料について、まとめると（図表 2）のようになります。

2022 年 10 月以降は、従業員 101 人以上の会社で働いている場合、年収が 106 万円以上あれば社会保険に加入することになります。さらに 2024 年にはその対象が、従業員数 51 人以上の会社に広がる予定です。配偶者の扶養の範囲内で働きたい人は、103 万円の壁に続いて、106 万円の壁を意識する必要性が高まってきています。

（図表 2）「年収による税・社会保険料の負担」

	住民税	所得税	社会保険料（厚生年金・健康保険）
100 万円超 103 万円以下	支払う	支払わない	支払わない
103 万円超 106 万円以下		支払う	一定条件を満たすと支払う
106 万円超 130 万円以下			
130 万円超			支払う

扶養内パートとして社会保険料を負担することなく働いてきた人にとって、106 万円の壁を超えて自分の社会保険に加入することは社会保険料を負担することになり、手取りの減少につながります。ただし、自分の社会保険に加入することは、老後の年金額が増える、障害年金や遺族年金の対象になる、病気やケガで働けなくなるときは傷病手当金が支給される、産休中には出産手当金が支給されるなど、多くのメリットもあります。



❸社会保険に加入しても、手取りを減らさずキープするには？

今回の改正で、勤め先が社会保険の加入対象になった場合、これまで扶養内パートとして働いてきた人は、これからの働き方をどのように考えたいのでしょうか。

106 万円の壁を超えて、健康保険料や厚生年金保険料、雇用保険料といったいわゆる社会保険料を負担するようになると、手取りはどの程度変化するのでしょうか。年収 106 万円、120 万円、150 万円でそれぞれ社会保険料を負担することになった場合の手取り額を比較してみましょう。

（図表 3）「年収による税・社会保険料と将来増える厚生年金額」

年収	所得税 （年額）	社会保険料 （年額）	手取り年収	10 年間勤務を続けた場合に 将来増える厚生年金額
103 万円	0 円	0 円	1,030,000 円	増えない
106 万円	0 円（※1）	152,000 円	908,000 円	月額 4,500 円（年額 54,100 円）× 終身
120 万円	0 円（※1）	169,000 円	1,031,000 円	月額 5,000 円（年額 60,000 円）× 終身
150 万円	12,000 円	217,000 円	1,271,000 円	月額 6,400 円（年額 76,800 円）× 終身

※協会けんぽ加入：東京都在住 40 歳未満（介護保険料負担なし）の場合
保険料率や税率は 2022 年 4 月現在の数値。住民税は考慮していません。あくまでも概算です。詳しくは勤務先にご確認ください。

※1：社会保険料を支払うと社会保険控除を受けられるため、所得税がかからない計算となっています。

以上はおくまでも概算ですが、例えば年収 120 万円の場合、年間 16 万円以上の社会保険料を支払うことになり、手取りは約 103 万円になります。

一見、年収 120 万円で働いても、年収 103 万円の扶養内で働くのと年間手取り額が変わらないように見えますが、今後 10 年間社会保険料を支払った場合、老後に受け取る年金額が毎年 6 万円ずつ増え、増えた年金を一生受け取ることができます。

また他にも、❸に書いたようなメリットも大きいので、目先の収入額だけにとらわれず働き方を考えてみてください。



ひとりでも

労働者を雇ったら、
労働保険に入る
＝義務があります

お問い合わせ先

- ・広島労働局総務部労働保険徴収課
（<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>）
〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL (082) 221-9246
- ・各労働基準監督署 ・各ハローワーク（公共職業安定所）
- ・広島県社会保険労務士会 ・（一社）全国労働保険事務組合連合会広島支部
- ・各労働保険事務組合 へお気軽にご相談ください。

事業主の皆様へ

労働災害の治療には病院で健康保険証が使えません。労災保険未加入の場合、保険料を遡って徴収するほか、労災保険給付に要した費用の 40 %～100 % が事業主負担となることもあります。

正社員はもとより、パート、アルバイト、臨時を含めて労働者を 1 人でも雇用している事業主は、労働保険（労災・雇用）に加入する義務があります（ただし、雇用保険は週所定労働時間 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用見込みがある場合に原則として被保険者となります）。

労働保険は、労働者が業務中または通勤時の事故による災害補償と失業した時の再就職活動中の生活保障等をするものです。

事業主の皆様には必ず加入いただくよう国が法律で義務付けており、労働保険に加入せず、働かせることは違法です。

労働者本人が同意しないから… 保険料が払えないから… 民間の保険に加入しているから… は理由になりません。加入していない場合に、負傷した本人が、病院または監督署へ訴え出て労災となるケースも多々あり、そうした場合には、事業主の多大な費用負担となります。労災事故が起こる前に、速やかに加入手続をしてください。

広島建労の労働保険事務組合でも労働保険（労災・雇用）を取り扱っています。

建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

国民健康保険料納付額

区 分			月 額（令和4年1月～12月）	年 額
医療給付費分	(第1種組合員)一人親方・事業主		1月～3月 18,500円 4月～12月 17,600円	213,900円
	職人・従業員	(第2種組合員)35歳以上	1月～3月 15,600円 4月～12月 14,400円	176,400円
		(第3種組合員)25～35歳未満	1月～3月 12,900円 4月～12月 11,600円	143,100円
		(第4種組合員)20～25歳未満	1月～3月 9,400円 4月～12月 8,000円	100,200円
		(第5種組合員)20歳未満	1月～3月 7,500円 4月～12月 6,100円	77,400円
	家族	家族一人当たり(5人まで賦課)	1月～3月 3,000円 4月～12月 2,400円	30,600円
		未就学児	1月～3月 3,000円 4月～9月 2,400円 10月～12月 1,400円	27,600円
		1歳未満	0円	0円
支援金分 後期高齢者	組合員		1月～3月 2,500円 4月～12月 2,600円	30,900円
	家族	家族一人当たり(5人まで賦課)	1月～3月 2,500円 4月～12月 2,600円	30,900円
		1歳未満	0円	0円
介護納付金分 (40～65歳未満の方全員が該当)	組合員		1月～3月 2,600円 4月～12月 3,500円	39,300円
	家族一人当たり		1月～3月 2,600円 4月～12月 3,500円	

◎保険料は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の3つの区分に分かれています。
組合員さんが、建設国保に納めてもらった保険料は、それぞれを合算した額です。

令和4年1月～
令和4年12月まで
◆保険料の年間納付額について◆

令和4年1月～令和4年12月までの1年間に納付された建設国保の国民健康保険料は表のとおりです。

年の途中で加入または脱退された組合員さんは、月額に月数をかけて算出した金額が建設国保に納付された保険料になります。扶養家族の人数に変更があった場合も同様になります。

納付額を算出する際には、お間違えのないよう注意してください。なお、国民健康保険料の納付額証明書については確定申告の際、原則提出不要となっておりますが、必要な組合員さんには証明書を発行しますので、所属の地域連合へ申し出てください。



建設国保が実施している各種検診等の補助

＜がん検診補助＞

【対象検診】 地方自治体(市・町)が実施しているがん検診

【対象者】 組合員および配偶者

【補助額】 年(4月～翌年3月まで)1回 本人負担額全額

★補助を受けるには

- ①検診料を支払ったときに必ず領収書をもらう。
- ②領収書(原本)を持って所属の地域連合で補助申請の手続きをする。



※がん検診受診は、『健康づくりビンゴ表』の左中マスに該当します。

＜歯科健診補助＞

【対象健診】 指定歯科医院(健診協力医)で受診した歯科健診

【対象者】 被保険者全員

【補助額】 年(4月～翌年3月まで)1回 健診料3,300円(税込) 全額を補助

★補助を受けるには

- ①指定歯科医院を確認。健診日を予約して、所属の地域連合で健診票を交付してもらう。
- ②受診日当日、忘れずに健診票を持参していく。健診料の支払いは不要。



※歯科健診受診は、『健康づくりビンゴ表』の左下マスに該当します。

＜インフルエンザ予防接種補助＞

【対象者】 対象者年齢

- ・接種日時点で1歳以上から中学入学前の被保険者
- ・接種日時点で65歳以上75歳未満の被保険者

【補助額】 接種費用に関わらず、1,500円を限度として補助

【補助対象数】 人数に制限があり、該当対象者2,000人まで補助

【接種期間】 10月1日～翌年2月末日までの1回

★補助を受けるには

- ①接種費用を支払ったとき、必ず領収書をもらう。
- ②領収書(コピー)を持って所属の地域連合で補助申請の手続きをする。



※インフルエンザ予防接種は、『健康づくりビンゴ表』の左中マスに該当します。

＜肺がん(アスベスト)検診補助＞

【対象検診】 各地域連合の実施計画に基づき、検診車を派遣して行う肺がん検診

【対象者】 組合員および配偶者

【補助額】

◇広島県環境保健協会…検診料金10,450円(税込)のうち、8,450円を補助
自己負担額2,000円が必要です。

◇中国労働衛生協会…検診料金5,500円(税込)のうち、3,500円を補助
自己負担額2,000円が必要です。

●肺がん(アスベスト)検診は、各地域連合の実施計画に基づいて行われます。検診など手続きの詳細については所属の地域連合へお問い合わせください。

●放射線被曝は極微量となっており問題はない量ですので、喫煙者・要再検査の方は毎年の受診をお勧めしています。
※肺がん(アスベスト)検診受診は、『健康づくりビンゴ表』の左下マスに該当します。



＜契約保養所利用補助＞

【対象宿泊】 日本交通公社(JTB)または日本旅行のどちらかと契約を結んでいる宿泊施設での宿泊

【対象者】 被保険者全員(0歳児は対象外)

【補助額】 年(4月～翌年3月まで)1回 組合員 2,000円、
家族1人につき 2,000円

★補助対象となっている宿泊施設や手続き方法など、詳細は所属の地域連合へお問い合わせください。

※契約保養所利用者は、『健康づくりビンゴ表』の下中マスに該当します。



＜国保組合節目がん検診＞

【対象検診】 各地域連合の実施計画に基づく、特定健康診査会場で同時に行われる節目がん検診

【対象者】 令和4年4月1日時点で資格を有する被保険者で下記の満年齢の者
組合員 満20歳、25歳、30歳、35歳
家 族 満30歳、35歳

【検査内容】 男女とも便採取による大腸がん検査

採血検査 貧血、血清クレアチニン(腎機能)、肝機能、血糖値、
血中脂質(コレステロール値)
女性のみ採血による子宮がん検査(CA-125)

【補助額】 年(4月～翌年3月まで)1回

◇男性…検診料金 5,100円 全額を補助
◇女性…検診料金 7,200円 全額を補助

※国保組合節目がん検診は、『健康づくりビンゴ表』の左上マスに該当します。



＜産後就労助成金＞

【対象者】 出産された女性組合員

【補助額】 出産月を含めた、前3カ月の保険料相当額

★補助を受けるには

出産手当金請求と同時に所属地域連合で助成申請手続きをする。

特定健診・特定保健指導

特定健診とはメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)をはじめとする生活習慣病の予防や改善に着目した健診です。特定健診の結果により、将来の生活習慣病を防ぐ必要がある方には、特定保健指導を受けて頂く必要があります。**特定保健指導は特定健診会場で当日に**、受診できるようになりました。人間ドック検診においても下記の5検診機関での人間ドック検診後の当日特定保健指導が可能となりましたので、受けて頂くようよろしくお願いします。

対象者

40歳以上の
被保険者全員
(令和4年4月1日時点)

自己負担

特定健診、特定保健指導とも
建設国保が負担するため
無料!

目 標

今年度も特定健診受診率**70%**、
保健指導受診率**30%**を
目指しています。

基本的な健診項目

- ・問診・身体測定・血圧測定・尿検査
- ・前立腺がん検査・大腸がん検査
- ・血液検査(肝機能、脂質、血糖、貧血等)
- ・子宮頸がん検査・血清クレアチニン検査

特定保健指導機関

- ・アルパーク検診クリニック ・広島県環境保健協会
- ・広島赤十字・原爆病院 ・医療法人JR広島病院
- ・東広島記念病院

注意

行政(各市町)が検診車を公民館等に派遣して行う集団健診のうち、特定健康診査については、建設国保に加入しているみなさんは、受診することができません。この特定健康診査については、建設国保が独自に行います。したがって、建設国保に加入しているみなさんは、所属の各地域連合で手続きを行っていただき、建設国保が契約している検診業者で受診していただくようになりますので、注意してください。

マイナンバーカードを
取得しましょう!

マイナンバーカードの健康保険証としての利用が10月20日より本格運用となりました。(マイナンバーカード対応医療機関等については医療機関等窓口貼付のステッカー、又は厚生労働省のHPで確認できます。)

また、医療費・薬剤情報の閲覧も可能となっており、これにより初めて受診する医療機関等でも、より適切な医療が受けられるようになります。但しこれらの制度を利用するには、マイナポータルから利用申込の手続きが必要となります。この他、セブン銀行ATMからの申込みも可能となりますので必ず申込みを済ませましょう。

その他、以下のようなメリットがあります。

各種証明書(住民票等)を
コンビニで取得できる!

e-Taxも、もっと便利に!
身分証明書になる!

など

国からも皆さんのマイナンバーカードの取得を促進するよう要請がきております。また、これから更に利用範囲は広がっていき便利になることが予想されますので、まだマイナンバーカードを持っていない方はマイナンバーカードを取得しましょう。

人間ドック・脳ドック・PET-CTがんドック
検診補助申請について

1. 対象となる検診及び補助

補助の対象となる検診の種類は次のとおりです。

- (1) 人間ドック
- (2) 脳ドック
- (3) PET-CTがんドック検診(受診予定人数30名まで)
- (4) 人間ドック又は脳ドックと併せて受ける契約外検査(オプション検査)

*宿泊の場合も、日帰り検診と同じ金額の8割を補助金額の上限とします。

*PET-CTがんドック検診は建設国保組合が一律40,200円を補助しますが、差額については受診者が契約医療機関の窓口にて支払います。

*契約外検査(オプション検査)を受診された場合、契約外検査総費用額の5,000円までを上限として補助します。超えた場合の料金は受診者の自己負担になります。

*PET-CTがんドック検診では、契約外検査は該当いたしませんので、契約外検査を受診された場合は、全額自己負担になります。

*人間ドック・脳ドック検診またはPET検診は『健康づくりビンゴ表』の左上マスに該当します。



2. 補助対象医療機関について

広島県建設国民健康保険組合と委託契約を締結した医療機関(5月号掲載の令和4年度契約医療機関一覧表)の中よりお申し込みください。

※令和4年4月から検診料金等が変更しておりますので、受診される医療機関が一覧表にてご確認ください。また下記の機関の取扱いが変更となりましたので、ご注意ください。

(補助廃止医療機関)・三菱三原病院

3. 申し込み方法について

補助対象医療機関へ予約後、人間・脳ドックの場合は必ず「契約検診機関補助申込書兼受診票」、PET-CTがんドック検診の場合は必ず「PET-CT検診補助申込書兼受診票」を所属されている地域連合の窓口にて連絡して、お申し込みください。

(注) 受診される当日は必ず受診票を持参してください。

(注) 予約された後、地域連合の窓口には早めに申請をしてください。

(注) 受診票に記入する項目は全て記入をしてください。

(注) 対象医療機関以外での受診は補助対象になりません。また、償還払いも補助対象にはなりません。

4. 対象者

受診票の交付を受けることができるのは交付及び申請時において、次の各号のすべての要件に該当する被保険者とする。

- (1) 検診日現在被保険者である組合員とその配偶者
- (2) 入院または妊娠していない者
- (3) 年度内(4月から翌年3月まで)に検診補助を受けていない者
- (4) 国民健康保険料を滞納していない者
- (5) 事前に当国保組合へ申込書が受理された者

受診票の交付を受けた被保険者が、受診の中止または検診日を変更するときは、直ちにその旨を検診機関に連絡のうえ、変更をうけてください。

※必ず建設国保組合にも申請変更の連絡をお願いします。

～受診から補助までの流れ～

①「契約検診機関一覧表」で契約検診機関を確認のうえ、2週間以上の余裕をもって予約する



②受診者は所属の地域連合で、補助申込をする「契約検診機関補助申込書兼受診票・PET-CT検診補助申込書兼受診票」記入



③国保組合へ「契約検診機関補助申込書兼受診票・PET-CT検診補助申込書兼受診票」を送付



④国保受付印を押印した補助申込書兼受診票を地域連合へ返送



⑤受診者は、必ず「契約検診機関補助申込書兼受診票・PET-CT検診補助申込書兼受診票」を提示のうえ受診する



⑥受診後、(人間・脳ドックの場合) 契約検診料金の2割相当額と、オプション検査を受けられた方は料金の5,000円を超えた額、(PET-CT検診の場合) 当国保組合が負担する40,200円の差額分を窓口にて支払う。

人間・脳ドック受診でのオプション検査については、5,000円までは当国保組合が助成します。5,000円を超えた金額は自己負担となりますので、当日窓口でお支払いください。

※PET-CT検診の場合オプション検査は該当しません。



⑦後日、建設国保組合が残りの検診費用相当額と、オプション検査を受診された方の費用のうち5,000円までを上限とし、医療機関へ支払う

*広島県建設国民健康保険組合補助申込書兼受診票は、受診者が当組合の被保険者でありドックの補助対象であることを証明するものです。受診票を提示されないと医療機関で補助対象者であるか確認が出来ません。当日は必ず受診票を提示してください。また事前に申込のないものは補助できませんので、ご注意ください。

11月1日の
組織人員
12,075人

労働安全標語

本日も
初心を忘れず
安全確認

第6地連江田島
沖元 和広さん
令和3年度・佳作

労災保険に入りましょう
労働災害地連別件数一覧表
令和4年10月分

地連名	件数
第1地連 福 山	1
第2地連 芦 品	5
第3地連 しまなみ	(3)
第5地連 瀬 戸 内	1 (2)
第7地連 広 島	(4)
第8地連 広 島 西	(1)
計	7 (10)

()内は一人親方

労災事故発生原因

内 容	件数
転 墜 落	5
交 通 事 故	4
工 具 ・ 機 械	2
腰 痛	1
切 れ ・ こ す れ	1
踏 み 抜 き	1
熱 中 症	1
飛 来 ・ 落 下	1
そ の 他	1
計	17

「カンガルーマーク」
クイズ

紙面に複数個の「カンガルーマーク」が印刷されていますので、「カンガルーマーク」の総数（写真内のもは含まない）をお答えください。ハガキ（FAX可）に、「カンガルーマーク」の総数・郵便番号・住所・氏名・電話番号・所属地連名・「広建新報」についてのご感想を明記して、広島建労・県本部までお送りください。HPからも応募可能（「組合員専用」ページです。抽選の上、10人の方へカードを差し上げます。なお、応募締め切りは今月末（消印有効）までです（正解・11月号は4個）。

月々**6,720円**の掛金（1日320円×21日分）

※掛金は組合費と一緒に納入します。

労働者は事業所で、一人親方は広島建労の
組合員なら自分で積み立てることが可能。



加入・請求などの事務手続きや、証紙の購入・貼り付けも、すべて組合が行います。

建設産業全体に適用されているから、事業所が変わっても継続できます。

掛け始めに、国から50日分の補助あり。 ※現在は証紙1日320円×50日分＝16,000円分

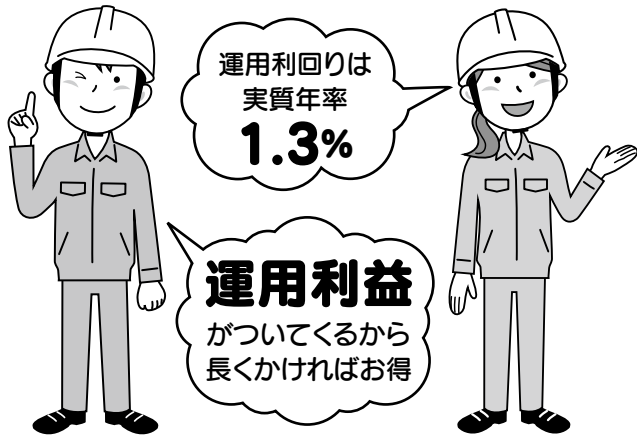
250日分（約1年）以上積み立てたら、建設業をやめる時に一括受け取り。

※ただし500日分（約2年）未満の場合は、元本割れします（死亡による遺族請求はこの限りではありません）

共済手帳に証紙を貼り付けることで、掛け金を積み立てます。



制度の特徴



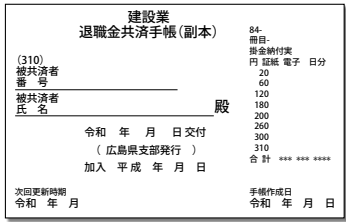
納めた額と受け取る額の比較▶

年	実質掛けた月数	実質掛けた日数	実質掛けた金額	退職金額
1年	10月	210日	67,200円	24,192円
2年	22月	462日	147,840円	161,280円
5年	58月	1,218日	389,760円	414,087円
10年	118月	2,478日	792,960円	893,559円
15年	178月	3,738日	1,196,160円	1,409,319円
20年	238月	4,998日	1,599,360円	1,933,479円
25年	298月	6,258日	2,002,560円	2,474,439円
30年	358月	7,518日	2,405,760円	3,038,919円
35年	418月	8,778日	2,808,960円	3,641,031円
40年	478月	10,038日	3,212,160円	4,268,007円

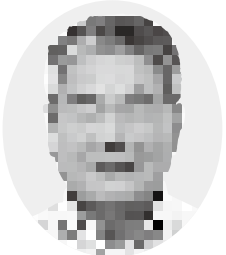
お知らせ 年に**1回「共済手帳の副本」**をお届け

組合で掛金を納めている方は、年におよそ1回、建退共で掛金納付の記録をとっています（これを「手帳更新」といいます）。昨年から、手帳更新の度に被共済者へ「手帳の副本」が発行されています。この副本には納付された掛金日数が記載されており、それを元にインターネットで現在の退職金額を試算することができますので、お手元に届きましたら大切に保管してください。

また、組合で登録している住所が違いますとお届けできませんので、転居等で住所地が変わりましたら速やかに最寄りの窓口で手続きをお願いします。



安元 弘道
（第7地連広島）
1964年（昭和39）年、私は18歳で大工見習として親方に従事し、その間、夜間訓練校に3年間通い、5年を経て一人親方大工職として独立しました。76年（昭和51）に個人経営の工務店



を開業、現在に至っています。大工職は57年間、そのうち工務店として46年間木造住宅を専門として地域に密着した住宅づくりをしてきました。

建退共で豊かな老後を！

※10月の建退共加入促進月間に合わせ、日本工業経済新聞（10/4発行）と建通新聞（10/3発行）に広島建労組合員である安元さんの受給者の声が掲載されました。

を期、現在に至っています。大工職は57年間、そのうち工務店として46年間木造住宅を専門として地域に密着した住宅づくりをしてきました。建退共の加入促進は大きな目標として掲げていました。賃付部長としてまず自分が加入しなければ組合員を説得することはできないと指導を受けました。

独立当初は仕事面においても駆け出しであり、金銭的にも余裕がなく家内とも相談しながら何年かが経過しました。そして組織部長となり、組織拡大方針の一つとして青年をターゲットに建退共の加入促進に取り組みました。

78年（昭和53）に建退共加入して、2021年（令和3）に75歳をもつて区切りをつけました。「職人に定年はない」中で現在も仕事依頼があれば現場で汗を流していますが、世間からみても75歳が適齢期で止みません。

▼12月1月の行事予定▲

1月	12月
24日 地連事務担当者会議	18日 第8地連門松作り
19日 第7地連特定健診	20日 第2地連働き方改革学習会
8日 石綿含有建材調査者講習	21日 第7地連CCUS書き方説明会、
6日 四役会議	22日 第306回執行委員会、
29日 1月4日 年末・年始休み	25日 第6地連門松製作、
	ミ二門松講習会

※あくまで予定です（後日変更あり）。詳細は県本部または所属の地連までお問い合わせください。